

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年9月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成30年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
多度津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 南鴨森時地区	多度津町産業課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 西白方川向地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (頭首工改修事業) 山階向井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 青木長僧地区	〃